

(目的)
第1条 この要綱は、**豊島区立図書館の管理運営に関する規則(昭和54年豊島区教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)**第10条第2項に規定する施設における禁止事項について、具体的に内容を示すことを目的とする。
(禁止行為の内容等)
第2条 **規則第10条第2項**に掲げる行為の内容は、**次の表**のとおりとする。

項目	禁止行為の内容	禁止の例外
(1)施設等を破損し、若しくは汚損すること、又はそれらのおそれのある行為をすること	①施設・設備・備品の破損・汚損	
	②資料の破損・汚損	
	③飲食(ガムを含む。）・飲酒	iリフレッシュスペースでの飲食 ア．中央図書館：飲食可 イ．果嶋図書館：飲料のみ可 ウ．目白図書館：飲料のみ可 ii館が設置した冷水器の利用 iii下記条件を守った上でのペットボトル・水筒の使用 ア．書架付近では飲まない イ．飲まないときは蓋をして鞆等にしまい、机上に置かない。
	④喫煙(電子たばこを含む。)	
	⑤危険物・異臭物の持ち込み	
	⑥ペットを連れての入館	盲導犬等の身体障害者補助犬を連れての入館
(2)他の利用者に迷惑若しくは危害を及ぼすこと、又はそれらのおそれのある行為をすること	①酒気を帯びての入館	
	②著しく不衛生な状態での入館	
	③過度の臭気を放つての入館	
	④睡眠	
	⑤図書館資料を利用しない閲覧専用席の利用	
	⑥他人のためや荷物置きのための席取り、荷物を置いたままの長時間(概ね1時間)の離席	
	⑦参考図書の一部に4点以上の席への持込み	
	⑧雑誌最新号の一度に2点以上の席への持込み	
	⑨児童・10代専用席の対象者外利用	
	⑩児童・10代優先席の対象者外利用	対象者からの利用希望がない場合の対象者外利用
	⑪障害者優先席の対象者外利用	対象者からの利用希望がない場合の対象者外利用
	⑫床への座り込み・寝ころび、大きな荷物の持ち込み	
	⑬静穏を害する行為(大声、おしゃべり、奇声・携帯電話等による通話、携帯電話等の着信音、パソコン持込席以外でのパソコン・キーボードの使用、情報端末の音声、プリンターの使用、電子辞書や電卓の大きな操作音、ヘッドフォンからの音漏れ、走り回り等)	
	⑭資料の無断持出し・移動・放置	
	⑮販売・宣伝・勧誘・署名・アンケート等の活動	
	⑯印刷物・文書・物品等の配布	
	⑰ゲーム(電子ゲームを含む)、遊び、運動、実験、実技、図画、工作等	
	⑱他の利用者に対する利用妨害(話しかけ、つきまとい等)	
(3)前各号のほか、施設等の管理に支障があると認められること	⑲著しく粗野又は乱暴な言動	
	①著作権法第31条第1項の規定により許された範囲を超えての資料の複製(調査研究を目的としな い複写、著作物の一部を超えての複写、定期刊行物最新号の複写、一人一部以上の複写、持 込み資料の複写等)	
	②視聴覚資料のダビング	
	③スキャナーの使用	
	④カメラ・ビデオカメラ・携帯電話・スマートフォン等による撮影、録音機器の使用	
	⑤電源コンセントの使用	パソコン持込席でのパソコン使用に伴う電源コンセントの使用
	⑥その他法令等に違反する行為又は施設等の管理に支障があると認められる行為	

(その他)
第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、館長が定めるものとする。
附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、令和6年6月1日から施行する。